

## 入札公告

平成30年度「明治150年記念講演会」運営業務の委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

平成30年7月25日

奈良県知事 荒井 正吾

### 第1 競争入札に付する業務の内容

#### 1 業務の名称

平成30年度「明治150年記念講演会」運営業務

#### 2 業務の仕様等

平成30年度「明治150年記念講演会」の開催に伴う運営及び広報資料の作成  
(詳細は仕様書による)

#### 3 業務期間

契約締結日から平成31年2月28日(木)まで

#### 4 発注者

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係

TEL:0742-27-2054

#### 5 入札方法

入札は、平成30年度「明治150年記念講演会」運営業務の総額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この委託業務における入札に参加できる者は、下記の(1)～(13)の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 奈良県内に本店を有し、奈良県における競争入札参加資格者名簿の営業種目Q5(広告・イベント業務)に登録されている者であること。
- (2) 過去10年間(平成20年4月1日から平成30年3月31日)において、本業務と同様の業務(請負金額300万円以上(消費税及び地方消費税を除く)のイベント運営

業務)を国又は地方公共団体(地方公共団体の組織内に事務局がある団体を含む)から受託し、履行した実績を有すること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
- (9) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (10) 暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- (11) 上記(9)及び(10)並びにそれらの構成員(以下「暴力団等」という)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ)を行う法人でないこと。
- (12) 役員等(役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ)が暴力団等の利益となる活動を行う法人でないこと。
- (13) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう)を継続的に有している法人でないこと。

### 第3 入札日程等

#### 1 日程

手続等	期間・期日・期限	場所
入札説明書の入手	平成30年7月25日(水) ～ 平成30年8月23日(木)	奈良県地域振興部文化資源活用課 ※上記で交付若しくは奈良県地域振興部文化資源活用課HPに掲載
仕様書等の入手	平成30年7月25日(水) ～ 平成30年8月23日(木)	奈良県地域振興部文化資源活用課 ※上記で交付若しくは奈良県地域振興部文化資源活用課HPに掲載

入札説明会	実施しない	—
仕様書に関する質問 ※様式第1号「質問票」	平成30年8月16日(木) 午前12:00まで FAXにより行う	送付先: 奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係 FAX 0742-27-0213
質問に対する回答	平成30年8月17日(金)	奈良県地域振興部文化資源活用課HPに掲載
契約履行実績報告書の提出 ※様式第2号 「契約履行実績報告書」	平成30年8月20日(月) 午前12:00まで 郵送又は持参により行う	送付先: 奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係 FAX 0742-27-0213
入札参加確認書の通知	平成30年8月21日(火)	参加表明者に対してFAXにより通知
入開札 ※様式第3号「入札書」 様式第4号「委任状」 (代理人による入札の場合)	平成30年8月23日(木) 午後1:30	奈良市登大路町30 奈良県庁主棟6階入札室 ※上記で交付若しくは奈良県地域振興部文化資源活用課HPに掲載

## 2 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とする。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合がある。

## 3 郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができる。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「平成30年度「明治150年記念講演会」運営業務の委託に係る入札書」と朱書し、入開札日の前日までに第1の4の場所に必着とする。

## 第4 その他

### 1 入札保証金

免除する。

### 2 契約保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14条)第19条に定めるところによる。

### 3 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札すること。
- (2) 入札者は、その提出した入札書を引き替え、変更し、又は取り消すことはできない。

### 4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5 契約書作成の要否

要する

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 消費税率の改定

業務期間中に消費税率の改定があった場合は、法律の規定に従い対応する。

8 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によるものとする。